

改正案

現行

<p>関税暫定措置法施行規則(昭和四十四年大蔵省令第三十九号)</p> <p>(輸入数量の換算)</p> <p>第七条 令第十四条第一項及び第二項(輸入数量の算出方法)に規定する財務省令で定めるところにより換算して得た数量は、次の表の上欄の各号に掲げる物品について、同表の中欄の当該各号に掲げる物品に係る数量に、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た数量を当該各号ごとに合計した数量とする。</p>		<p>関税暫定措置法施行規則(昭和四十四年大蔵省令第三十九号)</p> <p>(輸入数量の換算)</p> <p>第七条 同上</p>	
<p>(省略)</p>	<p>物品</p>	<p>物品</p>	<p>物品</p>
	<p>目</p>	<p>目</p>	<p>目</p>
<p>換算率</p>	<p>換算率</p>	<p>換算率</p>	<p>換算率</p>
<p>三法の別表第一の六 第一四の二項に掲げる物品</p>	<p>関税率表第一 六・一 号に掲げる物品 ・七 一</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>関税率表第一 六・二 号に掲げる物品 ・八 九</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>関税率表第一 六・三 号、第一 ・四 号、第一一 四・一九号の二の(一)、 第一一 四・二九号の二、第一九 四・一 号の二の(一)、第一九 四・二 号の二の (一)又は第二一 六・九 号の二の(一)のAに 掲げる物品</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>関税率表第一九 四・九 号の一に掲げる 物品のうち 米の含有量が全重量の三 %を超えるも の</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

(省略)	関税率表第一二・九号の三、第一一・三・一九号の四、第一一・三・二号の三の(□)、第一九一・二号の(□)のA若しくは(△)又は第一九一・九号の(□)のAに掲げる物品 関税率表第一九一・九号の(□)に掲げる物品のうち 米の含有量が全重量の三%を超えるもの	一・一

別表(第九条関係)

第二類 二八・四三	(省略)	生産された物品	原産品としての資格を与えるための条件
二八・五二	水銀の無機又は有機の化合物(アマルガムを除く。)(のうち)		
二九・五	(省略)		第二八・五二項のオルガノインオルガニック化合物以外の物品からの製造

同上	関税率表第一二・三号、第一一・三・一九号の四、第一一・三・二号の三の(□)、第一九一・二号の(□)のA若しくは(△)又は第一九一・九号の(□)のAに掲げる物品 関税率表第一九一・九号の(□)に掲げる物品のうち 米の含有量が全重量の三%を超えるもの	一・一

別表(第九条関係)

第二類 二八・四三	同上	生産された物品	原産品としての資格を与えるための条件
二九・五	同上		

二九・六	(省略)		
二九・三二 ～ 三四・二	(省略)		
三四・七	モデリングペースト(児童用のものを含む。 )、歯科用のワックス及び印象材(セツ トにし、小売用の包装にし又は板状、馬蹄 状、棒状その他これらに類する形状にした ものに限る。)、並びに焼いた石膏又は硫酸 カルシウムから成るプラスターをもとし たその他の歯科用の調製品 (省略)	第一五・一六項又は 第一五・一七項に該	その他のもの

二九・六	同上		
二九・三二 ～ 三四・二	同上		
三四・七	モデリングペースト(児童用のものを含む。 )、歯科用のワックス及び印象材(セツ トにし、小売用の包装にし又は板状、馬蹄 状、棒状その他これらに類する形状にした ものに限る。)、並びに焼いた石膏又は硫酸 カルシウムから成るプラスターをもとし たその他の歯科用の調製品 同上 その他のもの	第二九・三二項の 有機水銀化合物   その他のオルガノインオルガニック化合物   有機水銀化合物   その他のもの	第二九・三二項の有機水銀化合物以外の物品からの製造 第二九・三二項に該当する物品(有機水銀化合物を除く。) 以外の物品からの製造
		第一五・一六項に該	当する物品(水素添



第五四類	人造纖維の長纖維並びに人造纖維の織物及びストリップその他これに類する人造纖維製品（第五四・四項から第五四・六項までに該当する物品を除く。） 及び （省略）
五四・四 ～ 第六四類	（省略）
六五・四	（省略）
六五・五	帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用纖維の織物類（ストリップのものを除く。）から作つたものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）及びヘアネット（材料を問わないものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）のしぼ

第五四類	人造纖維の長纖維及びその織物（第五四・四項から第五四・六項までに該当する物品を除く。） 及び 同上
五四・四 ～ 第六四類	同上
六五・三	フェルト製の帽子（第六五・一項の帽体又はプラトウから作つたものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。） 第六五・一項又は第六五・三項に該当する物品以外の物品からの製造
六五・四	同上

七六・一四	六六・一		フェルト製の帽子(第六五・一項の帽体又はプラトウから作つたものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)	第六五・一項に該当する物品及び第六五・五項に該当する物品(フェルト製の帽子(第六五・一項の帽体又はプラトウから作つたものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)に限る。)
七六・一四	六七・一	(省略)		
七八・四		鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク		第七八・四項に該当する物品及び第七八・六項に該当す

七六・一四	六六・一			
七六・一四	六七・一	同上		
七八・三		鉛の棒、型材及び線		第七八・三項又は第七八・四項に該当する物品以外の物品からの製造
七八・四		鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク		第七八・三項又は第七八・四項に該当する物品以外の物

	七八・六
鉛の棒、 型材及び線	その他の鉛製品のうち 鉛製の管及び管用継手（例えば、カップ リング、エルボー及びスリーブ）
<p>第七八・四項に該 当する物品及び第七 八・六項に該当す る物品（鉛の棒、形 材及び線に限る。）</p> <p>第七八・四項に該 当する物品及び第七 八・六項に該当す る物品（鉛の棒、形 材及び線に限る。）</p> <p>第七八・四項に該 当する物品及び第七 八・六項に該当す る物品（鉛の棒、形 材及び線に限る。）</p>	<p>物品（鉛の棒、形 材及び線に限る。） 以外の物品からの製 造</p>

	七八・五
	鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリ ング、エルボー及びスリーブ）
<p>第七八・三項から 第七八・五項まで に該当する物品以外 の物品からの製造</p>	<p>品からの製造</p>



<p>る物品（すずの板、シート及びストリップ）（厚さが・二ミリメートルを超えるものに限る。）に限る。 ）以外の物品からの製造</p>	<p>八・四</p>	<p>すずの板、シート及びストリップ（厚さが・二ミリメートルを超えるものに限る。）</p>	<p>品からの製造 第八・三項又は第八・四項に該当する物品以外の物品からの製造</p>
<p>八・五</p>	<p>すずのはく（厚さ）補強材の厚さを除く。（が・二ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）、粉及びフレークのうちはく</p>	<p>第八・三項から第八・五項までに該当する物品以外の物品からの製造</p>	
<p>八・六</p>	<p>すず製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）</p>	<p>第八・三項、第八・四項又は第八・六項に該当</p>	

八・七  
その他の不燃製品のうち

不燃の板、シート及びストリップ（厚さが・二ミリメートルを超えるものに限る。）

不燃のはく（厚さ）補強剤の厚さを除く。  
（が・二ミリメートル以下のものに  
限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強剤により裏張りしてあるかないかを問わない。）

第八・三項に該当する物品及び第八項に該当する物品（不燃の板、シート及びストリップ（厚さが・二ミリメートルを超えるものに限る。）に限る。）以外の物品からの製造

第八・三項に該当する物品及び第八項に該当する物品（不燃の板、シート及びストリップ（厚さが・二ミリメートルを超えるものに限る。）並びに不燃のはく（厚さ）補強材の厚さを除く。）が・二ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷

不燃の物品以外の物品からの製造

第九四類  
～  
第八一類

(省略)

すず製の管及び管用継手(例えば、カッ  
プリング、エルボー及びスリーブ)

刷してあるかないか  
又は紙、板紙、プラ  
スチックその他これ  
らに類する補強材に  
より裏張りしてある  
かないかを問わない  
。粉及びフレー  
クに限る。(以外の  
物品からの製造

第八・三項に該  
当する物品及び第八  
・七項に該当す  
る物品(すずの板、  
シート及びストリッ  
プ(厚さが・二三  
リメートルを超える  
ものに限る。)並び  
にすず製の管及び管  
用継手(例えば、カ  
ップリング、エルボ  
ー及びスリーブ)に  
限る。(以外の物品  
からの製造

第九四類  
～  
第八一類

同上

九五・三	三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付きがん具、人形用乳母車、人形、その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズルのうち	車輪付きがん具及び人形用乳母車並びに人形（人間を模したものに限る。）以外のもの	第八五・一項、第八五・三項、第八五・四項又は第八五・二六項に該当する物品及び第九五・三項に該当する物品（車輪付きがん具及び人形用乳母車並びに人形（人間を模したものに限る。）を除く。）以外の物品からの製造（非原産品割合が五％以下となる製造に限る。）
九六・一	(省略)		
九六・一四			

九五・三	その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル	第八五・一項、第八五・三項、第八五・四項、第八五・二六項又は第九五・三項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が五％以下となる製造に限る。）	同上
九六・一			
九六・一四			

九六・一七	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）	第七・二項に該当する物品（魔法瓶その他の真空容器用のガラス製の瓶に限る。）及び第九六・一七項に該当する物品以外の物品からの製造
-------	-------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------

九六・一七	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）	第七・二項又は第九六・一七項に該当する物品以外の物品からの製造
-------	-------------------------------------------------	---------------------------------